

蒲郡市防災行政ラジオの有償譲渡に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び市内の事業所（以下「市民等」という。）に対し緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とし、蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第5号）第6条第1号の規定に基づき、防災行政ラジオを有償で譲渡することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災行政ラジオ」とは、280MHz 同報系防災行政無線を家庭等において受信するための戸別受信機をいう。

(対象者)

第3条 防災行政ラジオの有償譲渡の対象者は、市内に居住する者及び市内に所在する事業所の代表者とする。ただし、文字表示付の防災行政ラジオの有償譲渡にあっては、聴覚に障害を持ち身体障害者手帳2級以上であって、聴覚障害の者だけの世帯又はこれに準ずる世帯に限るものとする。

(負担金)

第4条 有償譲渡に係る市民等の負担金は、1世帯又は1事業所（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき、1台目は3,000円、2台目以降は防災行政ラジオの原価（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、2台目以降であっても、負担金を3,000円とすることができる。

2 納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(有償譲渡の申請)

第5条 有償譲渡を希望する者（以下「申込者」という。）は、蒲郡市防災行政ラジオ有償譲渡申請書（別記様式）を市長に提出して、申し込まなければならない。

(引渡し)

第6条 市長は、前条により有償譲渡の申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、申込者に、負担金の納付と引き換えに防災行政ラジオを引き渡すものとする。

(負担軽減額の支払)

第7条 申込者は、偽りその他の不正な方法により、防災行政ラジオの引渡しを受けたときは、当該防災行政ラジオの原価から負担金を引いた額を支払うものとする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 防災行政ラジオの引渡しを受けた者（以下「購入者」という。）は、防災行政ラジオを目的外に使用し、又は他に転売してはならない。

(有償譲渡の取消し)

第9条 購入者は、引渡し後の取消しを申し出ることとはできないものとする。

(維持管理等)

第10条 防災行政ラジオの使用に係る電力、電池の交換、故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災行政ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

(管理台帳)

第11条 市長は、防災行政ラジオを適切に管理するため、購入者の世帯情報等を記載する防災行政ラジオ管理台帳を整備するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災行政ラジオを有償で譲渡することに関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

蒲郡市防災行政ラジオ有償譲渡申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所 (事業所の場合は所在地)	
申請者の氏名 (事業者の場合は名称)	
世帯主の氏名	
電話番号	
購入するラジオの型	☐ 通常型 ☐ 文字表示型
購入回数	☐ 1 回目 ☐ 2 回目以降

防災行政ラジオの有償譲渡を申し込むため、次の事項に同意のうえ、蒲郡市防災行政ラジオの有償譲渡に関する要綱第 5 条の規定に基づきこの書面を提出します。

<同意事項>

- 1 購入負担金は、1 回目の購入は 3, 0 0 0 円、2 回目以降の購入は防災行政ラジオの原価（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。
- 2 申込者が蒲郡市防災行政ラジオの有償譲渡に関する要綱第 3 条に規定する対象者であること及び世帯構成を確認するため、個人にあっては住民情報を、事業所にあっては市が保管している課税台帳に記載された所在情報を市が利用する場合があること。
- 3 偽りその他の不正な方法により、防災行政ラジオの引渡しを受けたときは、負担軽減額（防災行政ラジオの原価から購入負担金を引いた額）を支払うこと。
- 4 有償譲渡後は取消しを申し出ることができないこと。
- 5 防災行政ラジオを目的外に使用し、又は転売しないこと。

※ 市が取得した申込者の個人情報等は取得目的の範囲内で利用し、目的外で利用することはありません。